

令和 年 月 日

佐世保市長 様

## 住民税の租税条約に関する届出書 (給与等支払者提出用)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条

租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生等に係る住民税の取扱いについて (昭和40年6月10日自治府第62号自治省税務局長通達)

に基づき、令和 年度の住民税の免除を受けるため別添書類を添付し届け出ます。

給与等支払者住所

給与等支払者名称

法人番号  |  |  |  |  |  |  |  |

担当者名・連絡先

適用を受ける 租税条約に関する事項		日本国と 国との間の租税条約第 条第 号		
適用を受ける者	フリガナ			
	氏名			
	個人番号			
生年月日	年 月 日	性別	男・女	
国内における住所				
国籍				
入国前の住所				
入国日	年 月 日			
在留期間	年 月 日	～	年 月 日	
在留資格 (目的)	留学・教授等・特定活動・研修・その他 ( )			
学校 (留学生の場合)	住所			
	名称			
勤務先(支払者と 異なる場合)	住所			
	名称			
所得の種類	給与・その他 ( )			
上記所得の支払金額	年間	円 ( 年1月～12月分 )		
所得の支払方法	現金・振込・その他 ( )			

## ◎添付書類

- ・税務署提出の「租税条約に関する届出書」の写し
- ・個人番号カード及び在留カードの写し
- ・上陸許可日の確認ができる旅券等の写し
- ・学生証または在学証明書の写し (留学生の場合)

# 「住民税の租税条約に関する届出書」について

## ○根拠法令等

### 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条

住民税の免除について租税条約に規定がある場合に、免除を受ける者の届出について規定する省令です。

届出書及び添付書類の提出が必要です。

### 租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生等に係る住民税の取扱いについて

住民税の免除について租税条約に規定がない場合に、所得税に関して同様の規定があれば、所得税と同様、住民税も同様に免除するよう取扱いを定めた通達です。

上記と同様、届出書及び添付書類の提出が必要です。

## ○届出書の記入について

### 適用を受ける租税条約に関する事項

税務署提出の「租税条約に関する届出書」に記載した内容をそのまま記載してください。

### 入国前の住所

本人に聞き取りの上記載してください。

### 入国日・在留期間・在留資格（目的）

在留カード等から転記してください。

### 学校（留学生の場合）

留学生の場合は、現在在籍している学校名・住所を記載してください。

### 勤務先（支払者と異なる場合）

給与の支払者と勤務先が同一であれば、この欄は空欄で結構です。

## ○注意事項

届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない場合は免除を受けられませんのでご注意ください。

## ○その他

ご不明な点等ございましたら、市民税課までご連絡ください。